

福祉サービス第三者評価結果報告書
【児童福祉分野（保育所）】

【受審施設・事業所情報】

事業所名称	花園こども園	
運営法人名称	社会福祉法人 信光園	
福祉サービスの種別	幼保連携型認定こども園	
代表者氏名	理事長：森田 信司 / 園長：森田 知子	
定員（利用人数）	210 名（216名）	
事業所所在地	〒 578-0924 大阪府東大阪市吉田5-8-2	
電話番号	072 - 962 - 5010	
F A X 番号	072 - 966 - 2877	
ホームページアドレス		
電子メールアドレス	hanazono@shinkouen.com	
事業開始年月日	平成 27 年 4 月 1 日	
職員・従業員数※	正規 33 名	非正規 5 名
専門職員※	保育教諭：正規 27名 非正規 2名 保育士：正規 1名 管理栄養士：正規 1名 調理員：正規 2名 非正規 2名 子育て支援員：正規 1名	
施設・設備の概要※	[居室]	
	[設備等] 鉄筋コンクリート建て 設備等:保育室(0～5才14室)、地下倉庫、遊戯室、調乳室、調理室、食品倉庫、調理員休憩室兼検収室、調理員専用トイレ、保育教諭休憩室、医務室、職員トイレ、園児用トイレ、事務室、沐浴室、廊下・階段、砂場、飲料水設備、手洗用設備、足洗用設備、園長室、子育て支援室、会議室、相談室、屋外遊戯場、エレベーター設備、介護用トイレ、教材用倉庫	

※印の項目については、定義等を最終頁に記載しています。

【第三者評価の受審状況】

受審回数	2 回
前回の受審時期	平成 25 年度

【評価結果公表に関する事業所の同意の有無】

評価結果公表に関する事業所の同意の有無	有
---------------------	---

【理念・基本方針】

幼児期の養護と教育を一体的にし、地域の子ども、子育て支援を統合的に推進する事を目的とする。

土や水、動植物など、子ども達が自然から学ぶ本来の姿を大切に、生命の保持及び情緒の安定を図り、年齢に応じた生活習慣や情操の育みに重点を置く。

又、心身の調和的発達を目的とし、豊かな人間性を持った「健やかで元気なこども」を育成します。

そして、家庭や地域の連携を図り、必要な情報の提供及び助言その他、必要な援助を実施します。

【施設・事業所の特徴的な取組】

①園庭が広く、固定遊具が充実しています。

年齢に応じた遊具で遊ぶことが出来、十分に身体を動かす気持ちよさを体験したり、多様な動きをする中で、自ら身体を動かそうとする意欲が育つようにしています。

又、秋祭りは地域の太鼓台、だんじり、おみこしが次々に来園し近隣の方も参加し、太鼓台に乗ったり、おみこしを担いだりして楽しめます。そして、保育園所有の太鼓台があり、地域の秋祭りに合わせて園庭を巡行します。

園庭の真中には、遊具関係は一切配置せず、真中を有効に子ども達が思い切り走ったり出来るように、遊具関係はすべて端側に設置しています。

そして、園庭には、動植物を大切にという事で、ウサギ、アヒル、亀、モルモット、小鳥等を飼育しており、いつでも動物と触れ合える環境を整えています。

②外部からの講師の先生と遊ぶ。

数年前から、子どもの体力が無い、姿勢が悪い、集中力が無い、きまりが守れない等が気になり、改善の必要性が生じた為、運動遊びを通して計画をたて、外部から体操専門の先生に指導を受けるようになりました。

運動は『やらせるのではなく やってみたい、もっとやりたい』と思う気持ちを大事にし、保育士も子どもも、楽しんで運動遊びに取り組むようになり、今年で3年目になります。基礎筋肉を刺激して筋肉をつけ「楽しい運動遊び」を通じて、ひとりひとりの興味や意欲を引き出せるようにしています。

そして、5才児は英語活動に取り組んでいます。歌を唄ったり、遊びながら自然に英語が身につくようしています。

③給食は完全給食です。

栄養士が計画した献立表を元に給食職員が毎日作っています。特にアレルギーを持っている子どもについては、保護者と病院での検査結果を元に面談し、必要であれば代替食や除去食について相談を受け、個々に応じた給食を提供しています。又、一時的に体調が悪い子どもについても、そのつど相談を受けます。

クッキングについて

各年齢に応じたクッキングを行っています。園のミニ畑で育てた野菜を使って献立を考えたりします。《クッキングのレシピは、掲示板やよい子ネットで配信し保護者に伝えます。

ゆとりある保育を実施する為に、各保育室の広さや、各学年+1名の短時間保育教諭や3.4.5才児のクラスの子どもの人数を少なくし、子どもに寄り添う“保育”を目指しています。

遊戯や廊下が広く、保育室以外にも子ども達は遊ぶことができます。

【評価機関情報】

第三者評価機関名	大阪府社会福祉協議会
大阪府認証番号	270002
評価実施期間	平成30年7月30日～平成30年10月22日
評価決定年月日	平成30年10月22日
評価調査者（役割）	0501C051（運営管理委員） 1401C012（専門職委員） （ ） （ ） （ ）

【総評】

◆評価機関総合コメント

社会福祉法人信光園を運営主体とする幼保連携型認定こども園花園こども園は、昭和41年に花園保育園として設立、平成27年度に定員210名の幼保連携型認定こども園に移行しました。花園第二保育園は昭和59年に夜間保育園として設立された定員30名の保育園です。現在は夜間保育は行われていません。地域としては、近鉄奈良線・東花園駅沿いにある商業地域に立地しています。“門を入るとそこはこどもの国 さあいっしょにあそぼ！！”を具体的な合言葉にして、子どもたちの人間力を育みたいと考えて保育活動がなされています。今回の第三者評価受審後、職員の意識改革につながり、職員間で共通認識を持って改善に向けて継続的に取り組むことが期待されます。

(注) 判断基準「abc」について

(a) は質の向上を目指す際の目安となる状態、(b) は多くの施設・事業所の状態、(c) はb以上の取り組みとなることを期待する状態、に改訂されました。改訂後の評価基準に基づいた評価では(b)が一般的な取組水準となり、従前に比べて(b)の対象範囲が広がります。また、改正前に(a)であった評価項目が改正後の再受審で(a)を得られなくなる可能性もあります。

◆特に評価の高い点

保育環境づくりへの取り組み

子どもたちが、日々の生活やあそびを通して感性豊かに育つように、保育環境の工夫に取り組んでいます。園庭には草花が美しく咲き、動物は清潔な小屋で飼育される等、乳幼児が楽しく過ごせる環境が整っています。これらの環境を通して子ども一人ひとりののびやかな生活が展開されています。

◆改善を求められる点

幼保連携型認定こども園と保育園の運営全体をマネジメントする組織と仕組みづくり

今回の第三者評価の受審を機に、事業開始からの歴史ある事業内容を総括し分析した上で、施設長・総括主任を中心とした全職員で、認定こども園・保育園運営全般、職員の質の向上に関して、計画・手順等を作成・実施・評価し、改善を図る一連の作業を計画的・組織的に推進することが望まれます。

地域に開かれた子育て支援への取り組み

理事長自ら民生委員・児童委員であり、園内の子どもたちの地域との関わりを大切にしていますが、今後は、地域の子育てニーズに対応した活動を展開し、社会福祉法人としての役割や園の機能を地域へ還元することが求められます。

◆第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

第三者評価は今回3回目の受審です。評価結果を踏まえ、利用者目線で物事をとらえ、サービス向上について常に問題意識を持つようにし、今後も理念に沿って子どもに寄り添う教育・保育を心がけていきたいと思えます。

◆第三者評価結果

・別紙「第三者評価結果」を参照

第三者評価結果

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

		評価結果
Ⅰ-1 理念・基本方針		
Ⅰ-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
Ⅰ-1-(1)-①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
(コメント)	理念や基本方針はパンフレットや入園時に配付する冊子等に明文化しています。職員は毎月の職員会議にて復唱し、各保育室にも掲示等で周知しています。保護者に対しては、入園式、クラス懇談会等にて周知しています。	

		評価結果
Ⅰ-2 経営状況の把握		
Ⅰ-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
Ⅰ-2-(1)-①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
(コメント)	社会福祉事業全体の動向については、法人全体での情報交換や理事長の話から把握しています。地域の福祉計画の策定動向や内容については、市の園長会での行政からの報告等で情報を得ています。	
Ⅰ-2-(1)-②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	b
(コメント)	中長期計画や事業計画に今後の事業内容を明記しています。日常的な設備の保全等については速やかに改善していますが、経営状況や課題については職員に周知し、改善に向けて計画的に取り組むことが望まれます。	

		評価結果
I-3 事業計画の策定		
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
I-3-(1)-①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
(コメント)	幼保連携型認定こども園花園こども園が目指す方向を明示した中長期計画を平成30年4月に策定しています。花園第二保育園の中長期計画は策定していません。今後、社会福祉法人信光園が明確なビジョンを持って幅広く園運営にあたることについて、具体的な成果や数値目標の設定、内容の定期的な見直しが望まれます。	
I-3-(1)-②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
(コメント)	年度内に園で活動する行事や事業等を主に記載しています。保育の計画のみならず、中長期計画を反映した総合的な園運営に関する事業計画の策定が望まれます。	
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-①	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
(コメント)	事業計画は、職員会議等での職員からの意見を踏まえて作成しています。今後、園長・総括主任はじめ全職員が保育の現場の状況を報告し、総合的な園運営に関する事業計画を策定し、定期的に見直すことが望まれます。	
I-3-(2)-②	事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	b
(コメント)	保育内容については、年度はじめのクラス懇談会にて冊子を作成して説明しています。今後、保育内容だけでなく、事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成し、保護者等がより理解しやすいように工夫することが望まれます。	

		評価結果
I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組		
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-①	保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
(コメント)	保育会議を毎月設けて、月案の反省やケース会議等を行い、保育内容についての振り返りを行っています。しかし、評価に対する組織としての姿勢は確認できませんでした。今後は、基本方針や中長期計画に評価に対する組織としての姿勢を示し、具体的な評価の方法や体制を整備して、PDCAサイクルに沿った運営を行うことが望まれます。	
I-4-(1)-②	評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
(コメント)	保育内容については、月の保育会議・職員会議等にて話し合いを行っています。今後、職員参画のもとで自己評価ガイドライン等を参考に、定期的に自己評価（個人の評価及び園の評価）を行い、分析・改善等保育の質の向上・改善に向けた組織的な取り組みが望まれます。	

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

		評価結果
Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ		
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
Ⅱ-1-(1)-①	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b
(コメント)	施設長の業務については、職務分担表に記載しています。職員には職員会議にて施設長自らの園の経営・管理に関する方針と取り組みを説明し、周知が図られています。緊急時の対応についても、不在時の権限委任も含め、職員会議にて説明しています。	
Ⅱ-1-(1)-②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
(コメント)	保育業務に携わる立場としての関係法令を正しく理解することが望まれます。また、施設長が中心となり、関係法令をリスト化し、職員に周知することが望まれます。	
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
Ⅱ-1-(2)-①	保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	b
(コメント)	施設長自ら保育現場にて保育士等と問題解決に取り組んでおり、施設長の責務としての保育の質の向上に力を注いでいます。	
Ⅱ-1-(2)-②	経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	b
(コメント)	施設長は理事長と連携を図り、人事・労務・財務等を分析し、経営や業務の改善に努めています。また、職員の働きやすい環境づくりに努力しています。	

		評価結果
II-2 福祉人材の確保・育成		
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
II-2-(1)-①	必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
(コメント)	人材の確保と育成に関する方針は、キャリアパス等によって計画的に確立しており、人材の育成に努めています。また、効果的な人材確保については、養成校との意見交換等を行っています。	
II-2-(1)-②	総合的な人事管理が行われている。	b
(コメント)	理念や基本方針に基づいた「期待する職員像」を標準的マニュアルに保育士像として明示しています。人事基準については、昇進・昇格等を明確に職員に周知することが望めます。また、職員が自らの将来像を描けるような総合的な仕組みづくりが望めます。	
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
II-2-(2)-①	職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a
(コメント)	施設長は、職員の有給休暇取得率や疾病状況を把握しています。新任職員とは随時個別懇談を行い、職員の意向の聴取や相談に努めています。	
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
II-2-(3)-①	職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
(コメント)	各職員は、目標を設定して自己評価を行っています。今後は、園の方針・目標に即した一人ひとりの具体的な目標を適切に設定し、進捗状況の確認、目標達成の確認、振り返りなど、目標管理に関する仕組みの構築が望めます。	
II-2-(3)-②	職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
(コメント)	職員の教育・研修については、研修計画をたてて実施しています。また、職員の希望を踏まえて外部研修へも参加しています。園内では外部研修の報告を含む勉強会を行っています。今後は、組織の基本方針に基づく体系化された継続性、関連性のある研修計画を策定し、計画の評価・見直しを行い、次の研修計画、保育実践に反映することが望めます。	
II-2-(3)-③	職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	b
(コメント)	新任職員には主任がOJTを実施しています。また、個々の職員が各々に適した研修を受けて専門性を高められるように配慮しています。	

		評価結果
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
II-2-(4)-①	実習生等の保育に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
(コメント)	マニュアルに基づいて事前にオリエンテーションを行い、希望を聞いて実習生を受け入れています。実習中は養成校と密に連絡を取りながら進めています。	

		評価結果
II-3 運営の透明性の確保		
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-①	運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
(コメント)	園のチラシ・園だより等で一部情報提供が行われています。今後、園のホームページ、法人のホームページ等を通して広く情報の提供を行うことが望まれます。	
II-3-(1)-②	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b
(コメント)	定期的に公認会計士の指導を受けています。また、毎年、自主点検を実施しています。自主点検支援業務実施報告書（平成30年6月9日）にて確認しました。経理業務管理体制については、研修や会議を通して職員に周知することが望まれます。	

		評価結果
Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献		
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
Ⅱ-4-(1)-①	子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
(コメント)	地域の商店街、消防署、図書館、防災センター、神社、公園、高齢者施設等の見学を通して、地域交流を図っています。	
Ⅱ-4-(1)-②	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a
(コメント)	ボランティアの受け入れや地域の学校教育等への協力について、受け入れ手順を整備し、基本姿勢も明文化しています。開始前にボランティアに対してオリエンテーションを実施しています。毎年地域の中学校5校より職業体験として25名くらいの学生を受け入れています。	
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
Ⅱ-4-(2)-①	保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b
(コメント)	連絡先一覧表として関係機関のリストを作成しており、職員会議で確認し、情報を共有しています。また、要保護児童の対応として、大阪しあわせネットワークとの連携を行っています。	
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
Ⅱ-4-(3)-①	保育所が有する機能を地域に還元している。	c
(コメント)	スマイルサポーターを設置し、掲示板や印刷物により園の活動を知らせています。今後、園の専門性や特性を生かした相談支援事業、子育て支援サークルへの支援等、地域のニーズに応じた地域の保護者や子ども等が自由に参加できる多様な支援活動を検討し、園が有する機能を地域に還元することが求められます。	
Ⅱ-4-(3)-②	地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
(コメント)	40年前に設立され、理事長が民生委員・児童委員をしていることもあり、地域環境にも溶け込んだ園ですが、地域の子育て支援は積極的に行っていないことを施設長のヒアリングにて確認しました。今後、地域の子育て支援事業等の活動計画を策定し、地域住民との交流を工夫し、地域貢献に取り組むことが望まれます。	

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

		評価結果
Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス		
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-①	子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	b
(コメント)	一人ひとりの子どもを尊重した保育については、法人の理念や保育基本方針に明示しています。また、職員に対しては子どもの権利に関する研修会を平成29年5月に実施しています。子どもを尊重した保育が反映された「標準的な実施方法」を組織的に定めることが望まれます。	
Ⅲ-1-(1)-②	子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	b
(コメント)	虐待防止のためのマニュアルを整備し、研修を実施して職員に周知しています。子ども・保護者のプライバシー保護についてマニュアル等を整備し、職員・保護者に周知することが望まれます。	
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
Ⅲ-1-(2)-①	利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	b
(コメント)	園のパンフレット・チラシ等にて保育理念や保育の内容についてわかりやすく情報の提供をしています。園見学にも対応しています。	
Ⅲ-1-(2)-②	保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a
(コメント)	入園時に園のしおりや重要事項説明書を基に、保育の内容や必要な情報を保護者に説明して同意を得ています。	
Ⅲ-1-(2)-③	保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	a
(コメント)	転園等の際には、引継ぎ書を作成して申し送りをするように定めています。また、卒園後も園長・総括主任が窓口になって保護者等が相談できることを明記したおたよりを配付しています。	
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。		
Ⅲ-1-(3)-①	利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
(コメント)	個人懇談・クラス懇談会等を開催して、保護者の意向の把握に努めています。また、保護者会には園長・総括主任が参加して利用者の満足度の把握に努めています。今後、利用者アンケート等を実施し、担当者を設置してアンケートの分析・検討・改善に取り組むことが望まれます。	

		評価結果
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(4)-①	苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
(コメント)	苦情解決の体制・仕組みについては、園内に掲示しており、重要事項説明書等によって保護者に資料として配付し、説明しています。苦情を申し出た保護者には迅速に対応し、おたより等で苦情内容及び解決結果を公表しています。	
Ⅲ-1-(4)-②	保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a
(コメント)	保護者が相談したり意見を述べたりする方法等については、クラス懇談会の冊子に記載し、口頭にて説明しています。相談室としての環境は個別に話ができるように配慮されています。	
Ⅲ-1-(4)-③	保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
(コメント)	保護者の意見を把握するために意見箱を2ヶ所に設置し、園の行事や保育参観後のアンケートを実施しています。意見に対しては、速やかに検討し、回答できるように努めています。今後、対応マニュアルの内容を定期的に見直し、全職員に周知することが望まれます。	
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-①	安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
(コメント)	子どもの安全を脅かす事例（ヒヤリハット関係）について、その都度会議等にて職員に周知しています。今後、リスクマネジメントに関する体制を整備し、事例を基に再発防止を検討し、事故防止策の実施状況について定期的に評価・見直しを行い、記録に残すことが望まれます。	
Ⅲ-1-(5)-②	感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b
(コメント)	伝染疾患確認集計表を毎日全クラスに回覧し、該当者名を記入し、職員の情報の共有化を図っています。感染症の情報や注意喚起は園内掲示にて保護者に周知しています。感染症対応マニュアルの内容を見直し、職員には会議にて周知し、記録しています。	
Ⅲ-1-(5)-③	災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
(コメント)	避難訓練を毎月行い、年に一度消防署立ち合いのもとでの総合訓練を行っています。災害に備えて備蓄し、備蓄リストを作成しています。今後、地元の行政はじめ自治会、福祉関係団体等との連携体制をつくり、訓練を実施することが望まれます。	

		評価結果
Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保		
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-①	保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	b
(コメント)	一日の業務の流れについては、各年齢ごとにリーダーやサブの保育士等の動きを文書化し、日々の保育にあたっています。さらに、子どもの人権の尊重やプライバシー保護等に対する配慮を含んだ保育の実施方法や留意点を組み込むことが望まれます。また、標準的な実施方法に特化した研修等を行うことにより職員への周知が望まれます。	
Ⅲ-2-(1)-②	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
(コメント)	一日の流れのマニュアルに関しては、日々保育を行う中で気になった時に見直しを行っていますが、定期的に検証・見直しを行う事が望まれます。	
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-①	アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	b
(コメント)	指導計画は、保育士間で年齢児ごとに責任者を置き策定しています。アセスメント等に関する協議については保育士だけでなく、必要に応じて栄養士や関係機関とも連携し行っています。	
Ⅲ-2-(2)-②	定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	b
(コメント)	指導計画の評価・見直しについては、年間指導計画は年度末に、月の指導計画は毎月末など、時期を定め各年齢児ごとの会議において実施しています。週の指導計画はクラスごとに話し合い、必要に応じて年齢児ごとの会議で検討や確認を行っています。	
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-①	子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	b
(コメント)	子どもに関する保育の実施状況は、園が定めた統一した様式によって記録しています。進級時において、気になる子どもに関しては、書面と併せて引き継ぎを職員間で行っていますが、すべての子どもについて、引き継ぎを口頭だけでなく書面を含めて行う等、的確に情報を伝達する仕組みの整備が望まれます。	
Ⅲ-2-(3)-②	子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b
(コメント)	個人情報保護規程において、園長を記録管理の責任者と定め、適切に管理を行っています。書面による記録は鍵が掛かる書庫へ、パソコンによる記録においては、パソコンへのアクセスに関するルールを決め、さらにデータを外に持ち出さないよう徹底管理しています。保護者へは懇談会において個人情報の取り扱いについて説明をしています。職員に対しての個人情報保護の観点からの教育や研修会等を行い、周知・徹底することが望まれます。	

児童福祉分野【保育所】の内容評価基準

		評価結果
A-1 保育内容		
A-1-(1) 保育課程の編成		
A-1-(1)-①	保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育課程を編成している。	a
(コメント)	職員参画のもと編成し、年度末には評価・見直しを行っています。	
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A-1-(2)-①	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	b
(コメント)	室温をチェックし、環境管理に努めています。寝具に関しては、毎週末には持ち帰りとし、持ち帰れなかった場合や汚れてしまった場合などは、園で消毒して干すようにしています。	
A-1-(2)-②	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a
(コメント)	集団での遊びや生活の中で子どもが迷ったり、困った時、子どもの気持ちを汲み取り臨機応変に対応をするなど、一人ひとりの子どもを受容した保育に努めています。	
A-1-(2)-③	子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a
(コメント)	生活習慣の習得にあたっては、ゆとりのある職員数が確保できていることにより、一人ひとりのペースに合わせ見守り、必要に応じた援助を行っています。	
A-1-(2)-④	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a
(コメント)	園庭は、身体を十分に使って遊べる広さと遊具があります。敷地内で色々な動物を飼育しており、子どもたちがお世話をしています。また各年齢で野菜の栽培や収穫をするなど、身近な自然に触れることができます。秋まつりには園庭で太鼓台やだんじりを見たり、御神輿を担いだり、地域の方とふれあいながら一緒に楽しんでいます。	

		評価結果
A-1-(2)-⑤	乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
(コメント)	保育室は、子どもたちが十分身体を動かして遊べるスペースが確保され、マットを敷くなどして転倒による怪我の防止にも配慮しています。保護者との連携を図るため、日常的な情報交換を送迎時や連絡ノートで行っています。	
A-1-(2)-⑥	3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	子どもたちの自分でしようとする気持ちを大切に、自らの活動がスムーズに行えるような環境作りに努めています。保育室と乳児クラス専用の戸外遊びのスペースが繋がっており、戸外遊びも安全に十分楽しめるよう環境を整えています。	
A-1-(2)-⑦	3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	保育室や廊下には、子どもたちが描いた作品がたくさん飾られており、子どもたちがお互いに見合ったり、送迎時に保護者にも見てもらっています。絵画などの表現活動や運動遊び等の活動を通して、自らの力をみんなの前で披露することで、自信につながるような場の設定や取り組みに配慮しています。	
A-1-(2)-⑧	障がいのある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
(コメント)	保護者と連携を取りながらニーズの把握をし、子ども同士が関わりながら共に成長できるよう配慮しています。また、保育士は障がい児保育に関する研修を受け、園内での勉強会を通じて障がい児保育に関する知識と情報を共有しています。	
A-1-(2)-⑨	長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
(コメント)	特に小さな子どもたちが寂しさを感じないよう、子どもたちがよく知っている同じ年齢のクラスの保育士が出来る限り保育にあたるよう配慮しています。また、安全面にも留意しています。	
A-1-(2)-⑩	小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a
(コメント)	就学に向けての取り組みや連携について、全体計画・教育課程・指導計画に記載し保育にあたっています。子どもたちは3月に実際に小学校へ出向き、交流を持ち、小学校生活に見通しが持てるような機会を設けています。	

		評価結果
A-1-(3) 健康管理		
A-1-(3)-①	子どもの健康管理を適切に行っている。	c
(コメント)	子どもの健康管理に関するマニュアルは、各クラスで手元に置き活用しています。既往歴や予防接種の状況等は、保護者に毎年紙面にて追記をしてもらうことにより把握しています。SIDSに関しては、呼吸の有無や体位等、午睡中の様子をチェックし防止に努めています。外部や園内での研修等を行い、全職員がSIDSについての知識を深めることにより現場の危機意識を高め、現在の午睡時のSIDS防止の取り組みを見直し、更なる安全確保に努めることが求められます。	
A-1-(3)-②	健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a
(コメント)	内科健診、歯科健診は年に2回行っており、健診の結果は出席ノートに記入し保護者へ伝えていきます。歯科健診の後には栄養士による歯磨き指導を行い、子どもたちに歯磨きの重要性を伝えていきます。	
A-1-(3)-③	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a
(コメント)	アレルギーのある子どもに対しては、保護者・管理栄養士・栄養士・担任との懇談を通じて把握と確認を行っています。アレルギー除去食の対応としては、毎月事前にアレルギー食献立表を保護者に渡し、チェックを依頼して再確認を行い、献立を完成させています。誤食を防ぐため、食事の提供の場面においては、固定の栄養士が調理し、確認した後、食札を置き、他者による再確認で食器に蓋をし、担当保育士に引継ぎ・確認を行っています。各クラスでは、食べる直前まで蓋を取らず管理しています。	
A-1-(4) 食事		
A-1-(4)-①	食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	b
(コメント)	1歳児からクッキングの活動を行っています。混ぜる、トッピングする等の簡単な作業から体験を積み重ね、食への興味や関心を高められるよう取り組んでいます。	
A-1-(4)-②	子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	b
(コメント)	年度当初の1か月間は、食事の時間に毎日栄養士が各クラスに入り、子どもたちの食事の様子を見たり、話を聞き、献立作成や調理の工夫に活かせるよう努めています。その後も、配膳や下膳時にクラスに入り、食事の様子を確認しています。子どもたちが園で栽培した各季節の野菜等を使い、季節感を感じられるよう工夫しています。	

		評価結果
A-2 子育て支援		
A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
A-2-(1)-①	子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
(コメント)	4月にクラス懇談会を行い、園の方針や保育の意図等を伝えています。5歳児の個別懇談は年2回実施し、他の年齢は年1回実施しています。その他、3月にも希望者を募り個別懇談を行い情報交換を行っています。保育参観は年に3回程度実施し、子どもと保護者が一緒に製作やふれあい遊びを楽しむ中で、子どもの成長や園での遊び等を見てもらえる機会を設けています。	
A-2-(2) 保護者等の支援		
A-2-(2)-①	保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
(コメント)	連絡ノートでの情報交換の他、日々の送迎の際に保護者とのコミュニケーションをとることで信頼関係を築くよう努めています。状況に応じてスマイルサポーターが対応し支援を行っています。	
A-2-(2)-②	家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a
(コメント)	登園時に視診・触診を行い、いつもと異なる状態を見逃さないように心掛け、早期発見に努めています。特に配慮を要する場合には、速やかに園長・主任に報告し、特定の関係職員での協議を経て、市や関係機関と連携する体制を整えています。職員は虐待等に関する研修を受け、研修報告やマニュアルに基づいた勉強会を行っています。	

		評価結果
A-3 保育の質の向上		
A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）		
A-3-(1)-①	保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	b
(コメント)	職員は、年度末に自己評価を行っています。個々の自己評価が、全職員相互の学びや意識の向上につながる取り組みになることが望まれます。また個々の自己評価を園全体としての評価につなげ、保育の質の向上につながる組織的・継続的な取り組みにすることが望まれます。	

		評価結果
A-4 子どもの発達・生活援助		
A-4-(1) 子どもの発達・生活援助		
A-4-(1)-①	体罰等子どもへの不適切な対応が行われないよう、防止と早期発見に取り組んでいる	b
(コメント)	会議等で園長より不適切な対応を行わないように指導を行っています。職員配置も必ず複数担任で不適切な対応が起きにくい体制に整えています。マニュアルに体罰はあってはならないと記載しているものの、しつけの範囲内であれば体罰もありうるという誤解を招くような記載があるため、記載内容の再考が望まれます。	

利用者(保護者)への聞き取り等の結果

調査の概要

調査対象者	花園こども園を利用中の保護者
調査対象者数	168 世帯
調査方法	アンケート調査

利用者(保護者)への聞き取り等の結果(概要)

花園こども園を現在利用している保護者168世帯を対象に調査を行いました。送迎の時間を利用して保育園から調査票を配付してもらい、回収は評価機関へ直接郵送する形をとり、100世帯から回答がありました。(回答率 59.5%)

特に満足度の高い項目として

- 「保育園に入園した際に、保育の内容や方法について、説明がありましたか」
- 「保育園の理念や方針について、園から説明がありましたか」
- 「懇談会や保育参観など保護者が保育に参加する機会がありますか」

が90%を超える満足度、

- 「入園後も、保育園やクラスの様子などについて「園だより」、「クラスだより」等を通じて、判りやすく伝えられていますか」
- 「健康診断の結果について、園から伝えられていますか」
- 「献立表やサンプル表示などで、毎日給食の内容がわかるようになっていますか」

が80%を超える満足度となっています。

福祉サービス第三者評価結果報告書【受審施設・事業所情報】 における項目の定義等について

①【職員・従業員数】

●以下の項目について、雇用形態（施設・事業所における呼称による分類）による区分で記載しています。

▶正規の職員・従業員

・一般職員や正社員などと呼ばれている人の人数。

▶非正規の職員・従業員

・パート、アルバイト、労働者派遣事業所の派遣社員、契約社員、嘱託などと呼ばれている人の人数。

②【専門職員】

●社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、訪問介護員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士、社会福祉主事、医師、薬剤師、看護師、准看護師、保健師、栄養士等の福祉・保健・医療に関するものについて、専門職名及びその人数を記載しています。

③【施設・設備の概要】

●施設・設備の概要（居室の種類、その数及び居室以外の設備等の種類、その数）について記載しています。特に、特徴的なもの、施設・事業所が利用される方等にアピールしたい居室及び設備等を優先的に記載しています。併せて、【施設・事業所の特徴的な取組】の欄にも記載している場合があります。

	例
居室	●個室、2人部屋、3人部屋、4人部屋 等
設備等	●保育室（0才児、1才児、2才児、3才児、4才児、5才児）、調乳室、洗面室、浴室、調理室、更衣室、医務室、機能訓練室、講堂 等